

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

えびの市長 村岡隆明

市町村名 (市町村コード)	えびの市 (452092)
地域名 (地域内農業集落名)	水流地区 (水流集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は水田が一面に広がる水稻地帯であり、季節折々の田んぼと地元神社との風景は、観光客が訪れるほどの素晴らしい景観である。
- ・地域の担い手は今は確保できているが、高齢化による離農者の増加が危惧されるため、今後農地の新たな受け手の確保が必要である。
- ・特に住宅地と密接している場合は、区画や通路が狭く大型機械が入りづらいため、担い手は苦慮している。
- ・水路も古く、維持管理に大変苦慮している。
- ・農道ではなく市道のため、関係機関と協議したが、現状では対応が難しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・米主体の作付け地域であるため、更に“売れる米づくり”への取組みと、周辺の畜産農家による飼料作物にも取り組んでいく。
- ・多面的機能支払い交付金制度に取り組む、地域で一体となって維持管理に取り組んでいく。
- ・耕作しやすくなるような整備ができるように検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を「農業上の利用が行われる区域」とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手への農地の集約化を目指すため、借受者は利用権を交換しやすくするために、原則として機構に貸し付けていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用して集積・集約化を目指すため、農業をリタイア・経営転換する者は、原則として機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・狭いほ場や作業路、また水路等の改修については、今後も農地を守るために必要であり、関係機関と協力して取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・当地区の農地利用については、地元の中心経営体として集落営農法人と個人の認定農業者が担っていくほか、新たな担い手の受入れを促進し、担い手の確保・育成に取組み、農地を守っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地元の担い手や法人等への集積及び農作業受委託のほか、JA出資型法人などとも連携を図りながら活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③今後益々懸念される農業従事者の高齢化や減少による、労働力不足による経営面積の減少を防ぐため、AIやロボット技術を活用したスマート農業の導入を進めていく。

⑦当地区は維持管理区組合及び多面的機能支払交付金制度活動組織があり、その区域と重複しているため、農地保全、施設等の維持・管理についてはこれまでどおり地域一体で取り組んでいく。